

委員会提出議案第4－3号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月14日

あきる野市議会議長 村野栄一 殿

提出者 議会運営委員会委員長 天野正昭

提案理由

あきる野市議会委員会条例（平成7年あきる野市条例第136号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

## あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成7年あきる野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第95条」を「第95条の2」に改め、「第169条」の次に「・第169条の2」を加える。

第2章第1節中第95条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第95条の2 この章における出席委員には、あきる野市議会委員会条例（平成7年あきる野市条例第136号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第118条の見出し中「の発言」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第130条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第144条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第7章中第169条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第169条の2 招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等により構成員が協議等の場の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。